

N-031

## 対抗要件としての RFID Format of FIT 2003 Paper

井出 明††  
Akira Ide

### 1. はじめに

RFID に関する法的論考は大変多い。しかしながら、議論の多くはプライバシーに集中し、RFID が所有権の概念を変化させるという観点から、法的考察を行っている例はほとんど見あたらない。本稿では、RFID 技術が所有概念を根本的に変化させるという確信に基づき、対抗要件として RFID を用いる可能性について考えてみたい。

### 2. RFID と所有権

RFID が、物流の面でトレービリティのための手段として使われていることは周知の事実である [1]。RFID を用いると、ある物が、どの時間に、どこで、誰の支配下にあったのかを容易に把握することが出来る。さらに、トレーサビリティの最終段階である「現在」において、ある物が誰のものであるのかを、完全に把握することが出来るのである。この所有権が誰にあるのかを客観的に把握できるシステムは、人類史上初めての経験であり、既存の社会制度を変化させる可能性を持つ [2]。筆者は、物権変動における対抗要件主義を例にとり、社会制度の変化の可能性を示す。

### 3. 所有権と対抗要件

従来、我々は物権変動の問題を対抗要件として処理してきた。不動産の物件変動については登記を優先させ（民法 177 条）、動産物権変動においては、引渡（同 178 条）を基準にして所有権の対立を調整してきたのである。不動産については、登記という整備された公示制度があるため、売買契約の順序にかかわらず、先に登記を備えたほうを優先させてきた。図 1 においては、第一譲受人である B が、先に登記を備えた C に負けることを意味している。

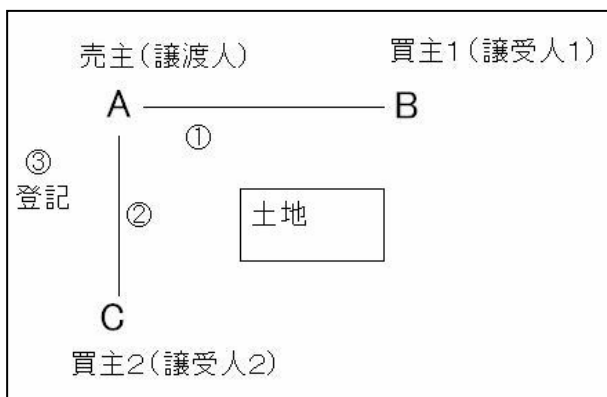
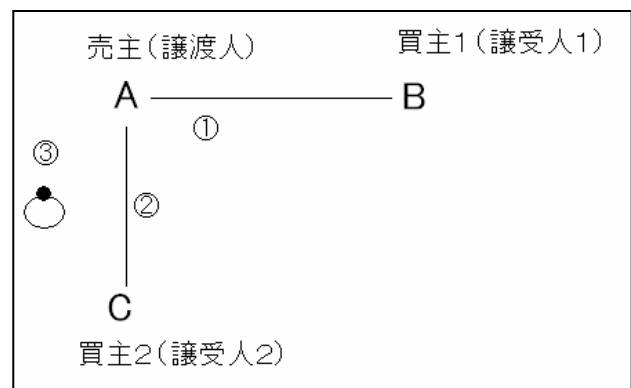


図 1

他方、動産の譲受人は、売買契約の成立の順番に関係なく、引渡を受けた当事者を優先するのが現行の日本民法のシステムとなっている。たとえば、図 2 を見ていただきたい。

図 2



今、A が、B に対しても、そして C に対しても、A 所有の指輪を売る契約をしたとしよう。AB 間の売買契約 (= ①) が、AC 間の売買契約 (= ②) よりも先に成立していたとしても、指輪の引渡 (= ③) が、A から C に対して、B に先んじて行われるのであれば、この指輪の所有権は C が取得することとなる。

但し、動産物権変動における引渡の問題は、取引の現場において、より複雑性を増す。動産物権変動について、わが民法は 4 つの引渡に関する類型を想定している。それらは、①現実の引渡（現実には物が、譲渡人と譲受人の間で引き渡されること：182 条 1 項）②簡易の引渡（元から譲受人の下に占有されていた物が、当事者の意思表示によって、以後、引渡が行われたとすること。：182 条 2 項）③指図による占有移転（第三者の下に占有されている物が、譲渡人からの指図で、譲受人の占有に変わること：184 条）④占有改定（譲渡人の下に占有を残しつつ、以後譲受人のために占有するとする意思の表明：183 条）と呼ばれるが、判例ではこれらを同列においていないのである [3]。次の事例（図 3）を想定してほしい。

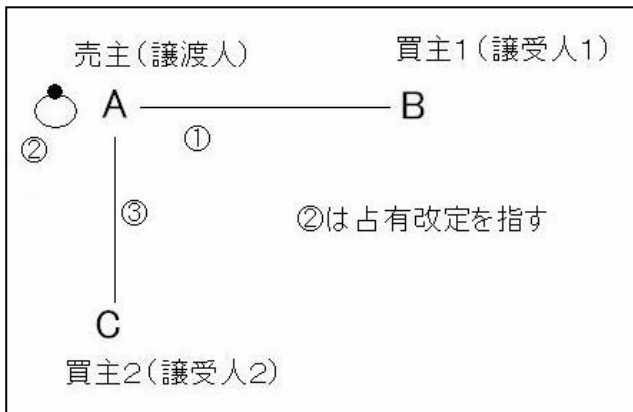
A が B に対して、指輪を売る契約をし、占有改定の方法により、指輪を引き渡したとしよう。他方、C は、A の下にある指輪を見て、その指輪がほしくなり、A に売買契約の申し入れをしたところ、本来無権利者である A が C に対して、売買契約を結んだとする。C がこの指輪の所有権を手に入れることはないのだろうか。

この点につき、わが民法は 192 条の即時取得の制度を用意し、「公然・平穩・善意・無過失に動産の占有を始めた者は、即時に権利を取得する」としている。つまり、C が A の下にある指輪を見て、A が所有者であると過失なく誤信し、通常の売買契約のように、「公然かつ平穩」に占

†大阪経済法科大学, OUEL

‡国際大学グローバルコミュニケーションセンター, GLOCOM

有を取得した場合、C には即時所得制度が適用され、指輪に対する所有権を取得することとなる。しかし、この 192 条にいう「占有」は、先述の 178 条の「占有」とは意味が異なる。判例では、①現実の引渡と②簡易の引渡には、192 条に言うところの「引渡」を認めるものの、③指図による専有移転や④占有改定では、192 条の適用を認めていないのである[4]。その論理として、①および②においては、外形上物が譲受人の支配下にある（あるいは入る）ので、第三者が当該取引関係において不測の損害を被ることがあまりないが、③や④においては、外形上物の支配権が誰にあるかがはっきりしないため、安易に③や④について 192 条の適用を認めてしまうと、かえって取引の安全を害しかねないという価値判断に基づいているのである。



したがって、他人物売買における即時取得の場合、譲受人の下に現実的な占有がない限り、譲受人はこの物の所有者には実際にはなれないこととなる。

ここまでの判例の態度は正しいのであろうか。「取引の安全」という現実の要請を考えた場合、判例の論理は十分な妥当性を持っていたと言える。これまでの動産は、権利情報を記録する方法やシステムがなかった。したがって、現実の支配下にある物に「権利」があると推定する社会制度は、秩序の維持や安定の保持という意味で、十分に機能していたのである。

しかしながら、今後の RFID の持つ可能性を考えると、この判例の方向性は、大きく変化を示すかもしれない。RFID は、安価かつ簡便に権利情報を記録することが出来る。換言すれば、RFID が、不動産物権変動における登記のような役割を果たす可能性は、十分にあるのである。

#### 4. 今後の方向性

権利情報が完全に記録された動産について、即時取得の成立を否定した判例はいくつか存在する。もっとも著名なものは、登録自動車の即時取得の成立を否定したものである（最判昭和 62 年 4 月 24 日）[5]。この判例によれば、自動車は、登録制度という整備された公示制度を有している以上、取得者はその公示制度を調査してしかるべきであるとされる。

RFID を用いると、この「整備された公示制度」を、いとも容易く作ることが可能になる。要するに、一定レベル以上の高価な動産には、権利情報を記録するサーバーを用意し、権利変動の過程を IC タグとともにすべて記録していけばよい。一般の購入者は、IC タグに書き込まれた権利情報をリーダーによって読み取れるようにするとともに、自己の所有となった物については、権利情報を書き込むように社会的合意をつくっていくことが求められる。仮に、この種の公示制度が現実に機能するならば、即時取得の制度を認める領域は減少していくであろう。その結果、真の権利者の権利保護と、取引の安全の確保という、これまで両立が難しかった二つの問題が、一方を犠牲にすることなしに、解決できるようになるのである。

システム自体を用意することはそう難しくはないはずなので、一度用意した公示システムが、社会の中で機能するように働きかけを行うことが、肝要になってくるであろう。

#### 参考文献

- [1]小川美香子「情報公開が消費者の情報行動・購買行動に与える影響 ～石井食品株式会社のトレーサビリティの事例から～」情報処理学会研究報告, Vol.2004, No.43, 電子化知的財産・社会基盤 EIP24, pp13-20, 2004 年 5 月
- [2]国領二郎“ID 技術は何をもたらすか”情報処理学会研究報告, Vol.2004, No.43, 電子化知的財産・社会基盤 EIP24, pp1-7 2004 年 5 月
- [3]内田貴『民法 I[第 2 版]』pp386-388、東大出版会、1999 年
- [4]最高裁判所民事判例集 14 卷 2 号 168 頁
- [5]安永正昭“既登録自動車と動産の善意取得規定の適用”昭和 62 年度重要判例解説, ジュリスト 910 号 pp71 昭和 63 年